

価格高騰重点支援給付金
(追加給付分／7万円)
(子ども加算分／1児童あたり5万円)

よくあるご質問 (FAQ)
R6.2.26版

Q

令和5年度世田谷区価格高騰重点支援給付金
(追加給付分／7万円) の趣旨は？

物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が
大きい住民税非課税世帯に対して、1世帯あたり7万円
を支給します。

Q

支給対象は？

本ページの<支給対象世帯>の項目をご確認ください。

Q

自分はどこの自治体で申請すればいいの？

令和5年12月1日時点で住民票がある自治体にて申請
をお願いします。

Q

他の区市町村で7万円受給していても、世田
谷区の要件に合えばまた7万円もらえるの？

受給できません。どこか1自治体からのみです。

Q**世帯の人数によってもらえる金額は違うの？**

世帯の人数によって金額は変わりません。1世帯あたり7万円です。

※平成17年4月2日以降生まれの児童と生計を同一にしている場合、こども加算給付の可能性があります。
詳しくは8ページ以降をご確認ください。

Q**令和5年度非課税世帯への価格高騰重点支援給付金（3万円）の対象であれば、今回も必ず対象になるの？**

世帯の課税状況が変わっている場合や、今回の基準日（令和5年12月1日）までに世帯に住民税が課税されている家族が増えた場合は、対象となりません。

Q**生活保護受給世帯は、対象になるの？**

非課税世帯は対象となります。生活保護を受給していても令和5年度住民税が課税の方は対象外です。なお、本給付金は、生活保護制度上、収入として認定されません。

Q**世帯主が亡くなった場合は、誰が支給対象になるの？**

世帯主が亡くなられた時期や申請状況など、状況によって異なります。
世田谷区重点支援給付金コールセンター（03-6738-9207）へお電話ください。

Q

「住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象となりません。」の「扶養親族等」にはどの範囲が含まれるの？

確定申告や住民税申告、源泉徴収票などに扶養親族として申告された方（同居しているとは限りません）、16歳未満の扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者のことです。

Q

扶養者（課税者）とは実態は別世帯（離れて暮らしている、家計を別にしているなど）であれば、非課税である自分は対象になるの？

基準日（令和5年12月1日）時点の住民票上の世帯の税情報で対象者を決定しています。その世帯の非課税者が全員課税者の扶養に入っている場合は対象になりません。

Q

住民税非課税世帯に該当するかどうかは、いつの時点の税情報で判断するの？

住民税非課税世帯に該当するかどうかは、令和5年度の住民税の課税情報で判断します。
令和5年度分の住民税は、令和4年1月から12月までの所得に対し課税されます。

Q

課税者である配偶者に扶養されていましたが、離婚して世帯が別になりました。非課税である自分は対象になる？

基準日（令和5年12月1日）以前の離婚は対象です。
また、基準日時点で離婚協議中で別居している場合は、対象となる場合があります。世田谷区重点支援給付金センター（03-6738-9207）へお電話ください。

Q

非課税の基準は？自分の世帯が非課税かどうか知りたい。

非課税の基準は[こちらのページ](#)をご確認ください。

世帯員の方それぞれの、課税証明書（非課税証明書）を入手いただけますと分かります。

課税（非課税）証明書の入手方法は[こちらのページ](#)をご確認ください。

なお、住民税は毎年1月1日時点住民登録地の市区町村で課税されます。令和5年1月2日以降に世田谷区に転入された方は、前住所地の市区町村でおたずねください。

世田谷区の税金についての窓口は[こちらのページ](#)をご確認ください。

Q

自分が誰かに扶養されているか知りたい。

まずはご家族に確認をお願いします。

世田谷区内に在住の方に扶養されている場合は、非課税証明書をとっていただくとわかる場合があります。

Q

振込名義は？

「セタガヤクツイカジユウテンシエンキユウフキン」です。

Q

服役中でも受給できるの？

支給要件を満たせば受給できます。
収容されているご本人様から、氏名、生年月日、令和5年12月1日時点の住民票住所、現在の居所（刑務所等の住所）と「申請書送付希望」と記載した紙面を、区担当者へ郵送してください。

Q

外国人もこの給付金の支給対象となるの？

国籍に関係なく、要件を満たしていれば支給対象となり得ます。

Q

この給付金は差押えの対象？

差押禁止財産となるため、差押えの対象にはなりません。

Q

この給付金は課税対象？

この給付金は非課税となります。

Q

支給要件の住民税（均等割）とはどのようなもの？

住民税には均等割と所得割があります。

◆均等割とは

区内に住所または事業所を有する個人の方に、行政サービスにかかる経費を広く負担していただく性格の税金です。

(特別区民税3500円 + 都民税1500円 = 5000円)

◆所得割とは

前の年の所得に応じて計算された税金です。

Q

価格高騰重点支援給付金に関する書類は誰あてに送られてくるの？

世帯主あてにお送りします。

世帯主以外宛てに送付を希望される場合は、令和6年1月25日（木）までに世田谷区重点支援給付金センター（03-6738-9207）へお電話ください。

Q

申請書に記載漏れ等があった場合はどうなるの？

不備があった場合はお電話やお手紙でご連絡いたします。区が指定する期日までに不備が解消できなかった場合は支給出来かねます。

Q

今回は家計急変世帯に向けた給付はありますか？

価格高騰重点支援給付金（追加給付金／7万円）の対象は住民税非課税世帯です。

国の経済対策において、住民税課税世帯を対象とした所得税・住民税の定額減税等の実施が予定されていることから、家計急変世帯向け（住民税課税世帯のうち予期せず家計が急変した世帯を対象）の給付は行いません。

Q

令和5年度世田谷区価格高騰重点支援給付金（こども加算／児童1人5万円）の趣旨は？

低所得者世帯のうち世帯人数が多い子育て世帯を支援するために、令和5年度における住民税非課税世帯（7万円受給世帯）への給付に加算するものです。

Q

いくらもらえるの？

加算対象となる児童1人当たり5万円です。加算対象となる児童が何人いるかで給付金額が変わります。

Q**加算対象となる児童とは？**

以下いずれかに該当する児童が加算対象となります。

- ◆基準日において同一世帯となっている平成17年4月2日以降生まれの児童
- ◆基準日の翌日から令和6年4月30日までに生まれた新生児
- ◆基準日において別世帯だが生計を同一にしている平成17年4月2日以降生まれの児童

※上記に該当する場合でも、住民票を移していない施設入所児童分や世帯主である児童分は加算対象となりません。

Q**申請してからどのくらいで支給されるの？**

申請いただいたてから支給まで4～6週間程度要する見込みです。

Q**申請方法は？**

- ◆ 「支給のお知らせ」（はがき）が届く世帯 原則手続き不要です。7万円給付を2月16日までに受給した世帯に対し、2月29日頃に発送予定です。
- ◆ 「確認書兼申請書」による申請世帯 7万円給付の「確認書兼申請書」の申請でこども加算分も手続き可能です。「確認書兼申請書」に同封のご案内をご覧ください。

Q**自分で申し出する必要があるケースは？**

- ◆ 基準日の翌日以降に世田谷区を転出した後に出生した子を含む世帯
- ◆ 基準日以降に海外で出生した子を含む世帯
- ◆ 別世帯だが生計を同一にしている平成17年4月2日生まれの児童がいる世帯

該当する場合は、**令和6年4月30日（火曜日）17時15分**までに、世田谷区重点支援給付金センター（03-6738-9207）へお電話ください。